

障医療費助成の申請についてのご案内

㊦受給者証が使用できなかったため、医療機関等に保険診療の一部負担金を支払った方は、申請により㊦医療費の助成を受けることができます。
東京都と個別に契約している都外医療機関では㊦受給者証が使用できますので、申請される前に医療機関で㊦扱いができるかを必ずご確認ください。

① 障医療助成費支給申請書 ② 領収書（原本）を提出してください。

- ・ 領収書は、対象者氏名・領収金額・保険点数（総診療費）・診療期間・受診日数・一部負担金等の記載があり領収印のあるものを添付してください。必要事項の記載のないレシート等では申請できませんので、医療機関に㊦医療費領収書を作成してもらってください。
- ・ ㊦医療助成費支給申請書は、毎月ごとに1枚ご提出ください。入院、外来、医療機関ごとに分ける必要はございません。申請月が複数ある場合等、申請用紙はコピーでも申請可能です。

マッサージ・はり・灸・海外診療等を自己負担した場合の支給申請の方法

1. ① ㊦医療助成費支給申請書 ② 領収書（原本、ただし全額自己負担された方は写し可） ③健康保険の支給決定通知書（原本）を提出してください。
★ 世田谷区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で支給決定通知書（原本）未提出の方は、世田谷区で支給決定状況を確認させていただきます。
2. 全額自己負担した場合は、㊦医療費助成の申請を行う前に、加入している健康保険に療養費の支給申請をしてください。その際に提出される書類は㊦医療費助成の申請でも使いますので、写しを取ってください。
★ 世田谷区の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は、健康保険への療養費の申請時に㊦受給者証を持っていることを伝えてください。

補装具を作った場合の支給申請の方法

1. 加入している健康保険に療養費の支給申請をしてください。その際に提出される書類は㊦医療費助成の申請でも使いますので、写しを取ってください。
★ 世田谷区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方は、健康保険への療養費の申請時に㊦受給者証を持っていることを伝えてください。
 2. 療養費の支給決定後、① ㊦医療助成費支給申請書 ② 健康保険の支給決定通知書（原本） ③ 領収書（写し可） ④ 医師の意見書（写し可を提出してください）。
- ※ 一部入食 の表示のある受給者証をお持ちの方はお支払いいただいた額が総医療費の一割よりも低い場合等にはご申請いただいてもお支払いができない場合があります。
- ※ 入院等で高額療養費に該当する場合やマッサージ・鍼灸・補装具等の療養費支給の対象分は、健康保険からの給付が確認できるまでお支払いができません。
そのため、申請から支給までに時間がかかることがありますので、ご了承ください。

<問合せ先・送付先> 世田谷区 障害福祉担当部 障害施策推進課 事業担当 電話 03-5432-2388
FAX 03-5432-3021 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27